# 令和 5 年度中央共同募金会助成事業

「医療的ケアが必要な重症障害児者と家族のための入浴支援事業」 報告書

認定特定非営利活動法人うりずん

#### 本事業に取り組む背景

人工呼吸器、気管切開などが必要な「医療的ケア児」が増えている。20歳未満の医療的ケア児は約2万人で、日々の暮らしの中でも入浴は困難を極めている。特に、青年期に達すると身長も大きく体重も重くなるため、家族だけで入浴させることはほぼ不可能となり、訪問入浴等の福祉サービスを利用するか、支援施設への通所中に入浴サービスを利用せざるを得ない状況となっている。一方、当法人事業のような支援施設の入浴設備を使用して入浴介助サービスを行っても、令和5年度現在、施設での入浴サービスへの加算や給付の制度がないことがほとんどのため、利用者に無料または500円程度の低料金で利用いただくため、事業所が多大な人件費や設備費等の費用の負担を担うことを余儀なくされている。一方、訪問入浴事業所も人的負担の増大や負担に見合う収入を得られず、事業からの撤退や廃業が相次いでおり、特に医療的ケアが必要な重症障害児者の入浴は地域における喫緊の課題となっている。

#### 本事業の目的と解決したい課題

医療的ケアが必要であることから日常の暮らしに様々な困難を抱える重症障害児者と家族を支援するため、医療的ケアが必要な重症障害児者への入浴サービスを行う。特に、人工呼吸器や気管切開などの医療的ケアが必要な重症障害児者の入浴は生命の危険もあり、人手も要する。そのため、本当は1週間7日のうち7日お風呂に入りたいと思っても、それをあきらめ、お風呂に入る快適さも阻害されてしまう現状がある。医療的ケア児者がお風呂に入るためには、「ひと」と、「もの」の双方を考える必要がある。ひとは介護を行う熟練した人材であり、ものとは浴槽・シャワーいす・リフト・医療機器に水がかからない工夫などが相当する。医療的ケア児者の体のサイズや筋緊張、浴室の環境など、個別・具体的な工夫も必要である。できれば、誰もが、体がきれいになり、あたたまり、心身ともにリラックスしてお風呂に入ることを、希望があれば毎日可能にすることができないだろうか、ということを目指したい。

今回は、うりずんの通所施設の浴槽や物品、人員を使い、医療的ケア児者の日常生活の向上と 家族への負担軽減に資すると共に、活動の成果と課題を検証し、行政などへ医療的ケア児者へ の入浴サービスの必要性を訴え、新たな制度の創生につなげていくことを課題としたい。

### 本助成事業の概要

医療的ケアが必要な重症障害児者、とりわけ重症度の高い人工呼吸器装着者への入浴支援を行い、利用者の健康な日常生活の支援と共に、家族に安心とひと時の休息を提供する活動を 行い、行政への政策提言につなげる。詳細は以下の通り。

- ・2023 年 6 月より事業開始。
- •7月、人工呼吸器装着の利用者宅へ、訪問入浴の実際の見学。
- ・7月、簡易浴槽のデモ機を取り寄せ、着衣のままデモンストレーションを実施。
- ・8月、実際にデモ機を使用し入浴実施(スタッフ3名。看護師1~2名、介護士1~2名)
- ・9 月、スタッフ間でデモ機の評価を行い、別の簡易浴槽を探すことになり、返却。
- ・10月、全国の事例等を検討の結果、訪問入浴で使用されているものと同様の簡易浴槽に決定。
- ・10 月、地元自治体(宇都宮市)の担当者と意見交換、政策提言を行う。
- -11 月、簡易浴槽搬入。人工呼吸器装着の利用者の入浴開始。
- •3月、報告書作成。

## 【本事業の活動場所】

栃木県宇都宮市徳次郎町 365-1 認定特定非営利活動法人うりずん内

## 【本事業の対象者】

人工呼吸器や気管切開、経管栄養などの医療的ケアが必要な重症障害児者、特に、身体の成長 した青年期の利用者等。

【本事業の対象地域】 宇都宮市、及び近隣市町

【本事業期間】 2023 年 6 月~2024 年 3 月

## 本事業による利用者の入浴サービス提供実績

(区分 A→人工呼吸器利用者、区分 B→それ以外で気管切開、経管栄養等の医療的ケアが必要な方)

月:1名(区分B経鼻経管栄養)

火:2名(区分 A/区分 B 気管切開)

水:2名(区分A/区分B 気管切開)

木:1 名(区分 B 胃ろう)

金:2名(区分 A/区分 B 気管切開) 計8名(うち宇都宮市の方は下線の方5名)

(2023年6月~2024年3月)

6月~10月まで実数6名 11月~3月は人工呼吸器2名加わり8名

6月~3月 延べで 224名 人工呼吸器 2名だけなら 11月~3月 35名

#### 人員配置

人員配置 区分 B の方(2 名)、区分 A の方(3 名)

一人の入浴に準備から入浴後のケアまで、45 分前後の時間必要(ご利用者の身体状況やケアの程度により個人差あり)

#### 利用者と家族、スタッフの声

- ・利用者の表情→ 緊張の強い方も入浴時はリラックスされた様子が見られる
- ・入浴が好きな方が多い(ほぼ全員)

#### (家族の声)

- ・1 週間に入れる入浴の回数が 1 回でも増え(2→3 回/週)、皮膚からの発汗や皮脂の分泌の多い年代なので、さっぱりできて助かる
- ・訪問入浴のサービスを出迎える家族の負担も大きい(ベッドサイドのスペースの確保、家族も訪問入浴に同席しなくてはならず、時間的拘束がある)が、通所先で入れるようになると、その辺りの負担が軽減され、ありがたい(人工呼吸器装着者の家族)

#### (スタッフの声)

- ・利用者の入浴中や入浴後の表情を見ていると暑くて大変なこともあるが、やって良かったな、と思う
- 家族に本当に感謝される
- ・人工呼吸器の方も、人員を確保できて経験を積めば、安全に入浴介助できると思う
- ・入浴支援の人数が多いと、利用者が楽しく過ごすレクリエーションの時間に人員が避けず、その辺りのバランスが難しい(学校卒業後の方は特に、楽しみの場が少ないのでできるだけ活動も考えていきたいと思うが、時間の確保が難しい)
- ・学齢期の方でも、本当に大変な家庭や、1回/週の訪問入浴しか確保できない方もいるので、通所で入浴支援が提供できればどれだけ家族の生活に余裕が出るか、本人の健康につながるか、と思う。



(写真:簡易浴槽を活用した人工呼吸器装着者の入浴の様子。1 名の入浴介助に看護師を含む3名のスタッフを要する)

## 本助成による事業の成果

これまでも18歳以上の医療的ケアのある方を対象に入浴支援を行ってきたが、人工呼吸器装着の方の入浴は実施できていなかった。理由として、備え付けの浴槽が小さい、安全に入れるためのスキルがない、人材の確保が難しいといったことだった。浴室改修には莫大な費用が必要になるため断念し、スペースのある浴室で安全に入ることができる簡易的な浴槽を全国から探した。最終的には、実際に訪問入浴でも使用されているものと同様の浴槽を購入。まずは人工呼吸器の移動の動線の確認や、スタッフの動きの確認を何度もシミュレーションし、一人一人の特性や手技の確認を毎回実施、評価、変更を繰り返した。より安全に、気持ちよく入浴いただくために。現在も話し合いを重ねている。人工呼吸器装着の方の入浴は、主に自宅で訪問入浴サービスを利用しているが、外部での入浴はほとんど経験がないため、家族からは心配な声も聞かれていた。しかし、訪問入浴と同様の浴槽で実施していることや、スタッフから入浴方法を細かくお伝えすることで、「安心した。」「良かった。」などの声をいただいている。障害が重度の本人から湯舟に浸かっている時の感想を直接聞くことはほとんどできないが、体がきれいになり、まったりとした表情を見ることはでき、家族からの言葉もいただいている。運営面では厳しい現状は続くが、今後もさらに精進していきたい。

## 事業を実施する中で見えてきた課題と今後の取り組み

人工呼吸器を装着者の入浴には、スタッフ 3 名体制で実施。そのうち 1~2 名は看護師を配置。 脱衣~入浴~出浴後の処置や排痰のケアまで入れると最低でも 1 時間はかかる。障がいの程度 により個別性の高いケアが求められ、毎回同じスタッフが携わることができるわけではない。その ため、安全な入浴を事業として確立していくためには緊張感を持ってあたり、スタッフの人手確保 と手技の獲得には努力と時間がかかる。また、胃ろうからの経管栄養の時間を考慮すると、何人 も続けて入れることは難しく、午前中は 2 名までが限界であり、入浴の時間帯などのタイミングも 考慮する必要がある。現在、入浴料として自費で毎回 800 円を頂いているが、人工呼吸器の管理 や急な喀痰吸引の対応を要するため、ひとり毎に人件費だけでも約 3,900 円(1,300 円×1 時間×3 名)の費用を要する。これに水道光熱費等を加えた差額分は、寄付金等で賄っている状況だが、持続可能な活動とするためには、行政の制度として確立する必要がある。

本事業は、二一ズ調査、入浴サービスの実施とその成果や結果、費用等をまとめ、行政へ政策提言を行い、医療的ケア児等の入浴の利便性の向上に資することを目的とする。

## 宇都宮市の担当者への政策提言

2023. 10. 26 意見交換会を踏まえて

#### (検討いただきたい点)

- ・訪問入浴事業所の少なさや、希望が通りにくい状況を鑑み、その代替となる、通所事業所での 入浴支援の加算等を前向きに検討いただきたい。
- ・ご本人の体格が大きくなるにつれ、小学校高学年頃には、人の手(家族、訪問看護、居宅介護など)での入浴支援が難しくなる。
- ・訪問入浴利用レベルのご利用者様の入浴支援に対して、人件費や光熱費等に見合った入浴加算を認めていただきたい。
- ・充分な入浴加算が難しいようなら、放デイ+日中 1P、生活介護+日中 1P など、入浴の対応をした場合は各区分に応じた事業収入になるよう、地域生活支援事業の柔軟な対応を可能にしていただきたい。
- ・他県では、移動支援で通所事業所の入浴を認めている市町もある。

#### うりずんでの入浴支援の取り組み(現在に至るまで)

- 2016年4月 現在の事業所へ移転。設計段階で今後の事業展開を見据えて、入浴設備整。
- 2018 年度 入浴に関して(特に成人以降の方)利用者ニーズが高く、できる方法を検討。他事業所への視察 (生活介護事業で入浴支援を行っている事業所2カ所)
- 2019年6月 成人利用を対象に入浴支援開始(区分Bの方) 自己負担 500円/回
- 2022 年度 日本財団の助成で制度外の期間限定短期入所を実施。その際訪問入浴事業所に協力いただき事業所内で呼吸器利用者の入浴支援を自費対応いただきスタッフの学びの場とした。
- 2023年6月 自己負担額を800円/回へ値上げ。
- 2023 年度 中央共同募金会の助成を受け、本事業を開始。人工呼吸器利用者の入浴支援に 対応できる簡易浴槽をデモ器等で実践し検討を重ね機種決定。11 月に購入。人工 呼吸器装着者の入浴支援を実施。地元自治体(宇都宮市)へ政策提言を行う。